

愛読者各位

平成 29 年 10 月

株式会社日本法令出版部

『17 訂版 年金相談標準ハンドブック』（平成 29 年 6 月 20 日 17 訂初刷）
お詫びと訂正

下記の通り、本書中に誤りの箇所がありました。
謹んでお詫び申し上げます。

記

- P23 平成 29 年 4 月枠内に追加
 - ・在職支給停止 47 万円ライン→46 万円ライン

- P63 様式内、署名欄
 - 【誤】佐伯純子 → 【正】佐伯俊夫

- P112 下 3 行に追加
 - ア. 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること
 - イ. その事業所に継続して 1 年以上使用されることが見込まれること
 - ウ. 報酬の月額が 88,000 円以上であること
 - エ. 学生でないこと

- P116 上から 10 行
 - 【誤】次のイからニ → 【正】次のアからエ

- P244 図表 3-9
 - 【誤】平成 27 年度 → 【正】平成 28 年度
 - 【誤】平成 28 年度 → 【正】平成 29 年度

- P516 下 13 行～下 9 行
 - 【誤】いくら同居されていたとはいえ、養子縁組していないあなたには、未支給金は支給されません。
 - 【正】はい、あなたは義母の未支給年金を受給することができます。

以上